

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例（昭和50年岩手県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付け)</p> <p>第2条 修学資金は、県内の定時制課程（学年による教育課程の区分を設けない定時制課程（以下「単位制課程」という。）を除く。以下同じ。）に在学している者で第1号から第3号までに該当するもの又は県内の単位制課程若しくは通信制課程（通信制課程で学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）に在学している者若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程で同項に規定するもの（以下「広域通信制課程」という。）に在学し、県内に住所を有する者で次の各号のいずれにも該当するものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>財団法人岩手育英奨学会（昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。）</u>が行う奨学金の貸付けを受けていない者</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第2条 修学資金は、県内の定時制課程（学年による教育課程の区分を設けない定時制課程（以下「単位制課程」という。）を除く。以下同じ。）に在学している者で第1号から第3号までに該当するもの又は県内の単位制課程若しくは通信制課程（通信制課程で学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）に在学している者若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程で同項に規定するもの（以下「広域通信制課程」という。）に在学し、県内に住所を有する者で次の各号のいずれにも該当するものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>公益財団法人岩手育英奨学会</u>が行う奨学金の貸付けを受けていない者</p> <p>(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。